

熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例） 第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。 (1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額 ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合 イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている	（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例） 第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。 (1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額 ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合 イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている

退職を除く。)の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの
(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7
条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する
特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これ
に相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの
退職手当に係る退職の日以前の期間及び同条第7項の規定により職員とし
ての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項
若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等の全部を支給しない
こととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかった
ことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間
(これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員
等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったとき
は、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1)～(19) 【略】

(失業者の退職手当)

第10条 【略】

2 【略】

3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員
(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業して
いる場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないとき
は、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保
険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の
日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給
の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につ
き同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相
当する日数分を超えては支給しない。

退職を除く。)の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの
(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7
条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する
特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これ
に相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの
退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項の規定により職員とし
ての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項
若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等の全部を支給しない
こととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかった
ことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間
(これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員
等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったとき
は、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1)～(19) 【略】

(失業者の退職手当)

第10条 【略】

2 【略】

3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員
(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業して
いる場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないとき
は、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保
険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の
日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給
の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につ
き雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相
当する日数分を超えては支給しない。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことによるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「退職の日の翌日から起算して1年と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことによるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込をしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「退職の日の翌日から起算して1年と、求職の申込をしないことを希望する一定の期間（1年を限度とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込をしないことを希望する一定の期間内に求職の申込をしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込をした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失

業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1)・(2) 【略】

6 【略】

7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

(1)・(2) 【略】

8～13 【略】

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 【略】

業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1)・(2) 【略】

6 【略】

7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

(1)・(2) 【略】

8～13 【略】

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 【略】

附 則

1 · 2 【略】

3 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法**法第35条の2**において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4~7 【略】

(県費負担教職員に係る権限移譲に伴う経過措置)

8 熊本市一般職の職員の給与に関する条例 附則第
19項の旧県費負担教職員のうち、その者の受ける給料月額が平成29年3月31日において受けていた熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の規定による給料月額に達しないこととなる職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の21日分に相当する額とし、）」とあるのは「平成29年3月31日においてその者が受けていた熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の規定による給料月額（」と、「給料の月額」とあるのは「当該給料月額」とする。

9 【略】

(令和5年4月1日以後に退職する者に関する経過措置)

10 当分の間、第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であつて年齢60年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定

附 則

1 · 2 【略】

3 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4~7 【略】

(県費負担教職員に係る権限移譲に伴う経過措置)

8 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）附則第19項の旧県費負担教職員のうち、その者の受ける給料月額が平成29年3月31日において受けていた熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の規定による給料月額に達しないこととなる職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の21日分に相当する額とし、）」とあるのは「平成29年3月31日においてその者が受けていた熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の規定による給料月額（「と、「給料の月額」とあるのは「当該給料月額」とする。

9 【略】

【新設】

【新設】

年の定めのない職を退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額については、適用しない。

【削る】

1.1 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって年齢60年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第1.1項」とする。

1.2 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって年齢60年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第1.2項」とする。

1.3 前2項の規定は、熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第35号）による改正前の熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号。以下「旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

1.4 熊本市一般職の職員の給与に関する条例附則第2.3項及び熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）附則第1.4項の規定による職員の給料月額の変改定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

1.5 当分の間、給料月額7割措置の適用を受けた者の給料月額が当該給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において

（令和5年4月1日以後に退職する者に関する経過措置）

1.0 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって年齢60年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第1.0項」とする。

1.1 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって年齢60年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第1.1項」とする。

1.2 前2項の規定は、熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第35号）による改正前の熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号。以下「旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

1.3 熊本市一般職の職員の給与に関する条例附則第2.3項及び熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）附則第1.4項の規定による職員の給料月額の変改定 _____ は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

【新設】

「7割措置減額日」という。)の前日までに第5条の2第1項の理由により減額されたことがある場合であって、当該減額日の前日におけるその者の給料月額(減額日が2以上ある場合は、各給料月額のうち最も多いもの。以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。)が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(以下この項において「7割措置前給料月額」という。)よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る減額日(当該減額日が2以上ある場合は、そのうち最も遅い日)の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条まで並びに附則第10項から前項まで及び次項から附則第19項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条まで並びに附則第10項から前項まで及び次項から附則第19項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条まで並びに附則第10項から前項まで及び次項から附則第19項までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職

日給料月額に対する割合

イ 第1号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合及び前号に掲げる額の7割措置前給料月額に対する割合を合計した割合

1.6 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第8号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者にあつては年齢60年とし、同条ただし書の規定の適用を受けていた者にあつては年齢65年とする。）に達する日」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者にあつては年齢60年とし、同条ただし書の規定の適用を受けていた者にあつては年齢65年とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

1.7～1.9 【略】

1.4 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第8号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者にあつては年齢60年とし、同条ただし書の規定の適用を受けていた者にあつては年齢65年とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者にあつては年齢60年とし、同条ただし書の規定の適用を受けていた者にあつては年齢65年とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

1.5～1.7 【略】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。